

下水道維持管理作業における 事故発生時の情報連絡体制等について

下水道維持管理作業に関連する事故発生時においては、これまでも速やかな情報連絡等をお願いしてきたところですが、事故発生の際は、都道府県・政令指定市から地方整備局等下水道担当部局を経て、本省管理企画指導室指導係に速やかに報告されるよう改めてお願いします。

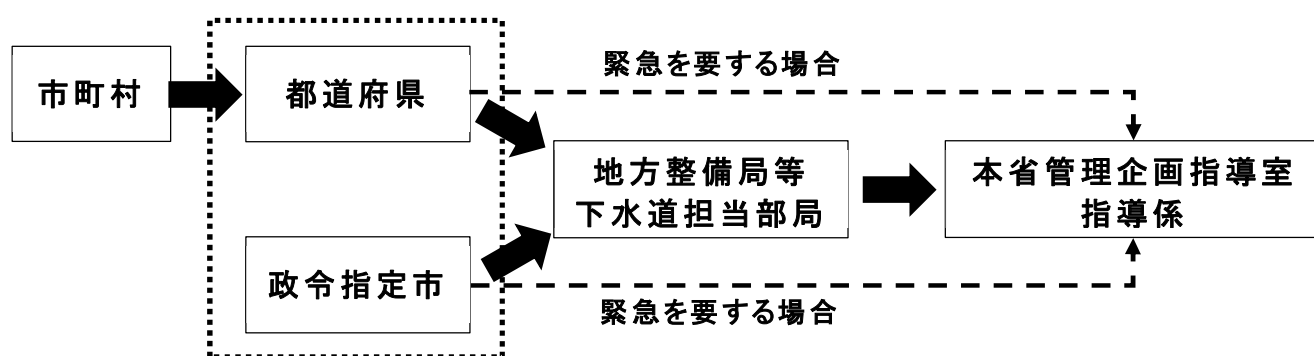
なお、重大な事故等の場合であって緊急を要する場合には、都道府県・政令指定市におかれましては、通常の情報連絡経路による報告とともに、直接本省管理企画指導室指導係に報告くださいますようお願いいたします。

事故報告の様式について、別添のとおり定めておりますので、これを使用してください。

第1報については、様式記載事項が必ずしも全項目記載されている必要はないので、事実関係等が判明する都度、第2報、第3報を送付するなど、迅速に連絡することに留意願います。

また、大規模停電により下水道処理施設に影響が生じた場合、排水設備の誤接が判明した場合、その他下水道の管理に係る重大な事案が判明した場合には、都道府県・政令指定市から地方整備局等下水道担当部局を経て、本省管理企画指導室指導課に速やかに報告するようお願いいたします。

【情報連絡ルート】



○国土交通省連絡先(令和6年4月現在)

水管理・国土保全局 上下水道企画課 管理企画指導室 指導係

電話:03-5253-8428(直通)

FAX :03-5253-1596